

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月5日

【事業年度】 第32期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 ラオックス株式会社

【英訳名】 Laox CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 巖

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田須田町2丁目19番地

【電話番号】 03-6859-3805

【事務連絡者氏名】 管理本部長 田中 裕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田須田町2丁目19番地

【電話番号】 03-6859-3805

【事務連絡者氏名】 管理本部長 田中 裕

【縦覧に供する場所】 ラオックス株式会社 市原店  
(千葉県市原市五井中央西2丁目24番地24)

同上 北浦和店  
(埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目1番地)

同上 厚木店  
(神奈川県厚木市中町4丁目16番6号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日付をもって提出しました第32期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の有価証券報告書において、記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ~ (6) <省略>

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、また、会社法第426条第1項の規定により、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(8) ~ (11) <省略>

(12) 記載なし

（訂正後）

(1) ~ (6) <省略>

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限られます。

(8) ~ (11) <省略>

(12) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とする

ものであります。